

令和元年度第4回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和元年7月10日(水) 開会 9:30~10:40

2. 開催場所

岡垣町役場 301会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 12名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄	青柳 政士
早苗 泰博	村田 和久	神谷 貢	野中 利彦
木原 緑	大村 武彦	井土 光徳	門司 雅門

(2) 欠席委員 0名

4. 委員会に附した議案

議案第 7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 9号 農地利用集積計画(農地中間管理権の取得)について
議案第 10号 農地利用配分計画案について
議案第 11号 農地法第3条第2項第5号の下限面積について

5. 事務局出席者

秋武 重成 秦 啓 三並 裕紀

議長 それでは、定刻前ですけれども、ただいまより令和元年度、第4回定例農業委員会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 現地確認に入ります前に、先日は三里松原の草刈りにご協力頂きありがとうございました。それでは現地確認について。

事務局 現地確認ですが手野字室面 968 番 1 他 2 筆、農地法第 5 条申請になります。一件になります。以上です。

議長 はい、それでは現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 それでは再開いたします。議事に入ります前に本日の議事録署名人を早苗委員と神谷委員、よろしくお願い致します。

それでは議事に入らせて頂きます。議案第 7 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 7 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、同条第 2 項の規定に基づき、許可の可否について審議を求め。令和元年 7 月 10 日提出 岡垣町農業委員会会長 田原一男。

こちら 3 筆ございます。譲受人、譲渡人は以下の通りとなっております。申請地 1 については、手野字龍毛 163 番 1、地目が田、面積 1439 m²、農振白地。申請地 2 については、手野龍毛 164 番 1、地目が田、面積が 1266 m²、農振白地です。最後の筆に行きまして P2 目です、地目が田で、面積が 994 m²、農振農用地になります。譲受人の経営面積が 207a ですね。目的は所有権移転という形になっております。P3 に位置図を付けさせて頂いてます。黄色い所の 3 筆となっております。P4 に見取図を載せさせて頂いています。こちらぶどうの樹の右側の 2 筆ですね、164-1、163-1。こちらについては、今回所有権移転を伴いまして、事業で使用する野菜を作成すると。234-1、一筆残っている所は米を作付けするということで計画がでております。チェックリストの方、3 条調査書をご覧ください。こちら第 1 号ですね。農地の全部効率利用につきましては、譲受人がですね、水稻、野菜を既に作付しておりまして、機械については、トラクター、スピードスプレイヤー、草刈り機等を持つという所。それと農作業に従事する数、こちらは人員という形で入れ変えて頂いて、内訳については正社員が 9 名、パート等で合計 16 名で耕作しているというところで、農地を効率的に利

用できるとさせて頂いております。

2番につきましては、農地所有適格法人というところですね、売上高の過半を農業関係の所得という事で占めておりますので、こちら要件を満たしているという事で適用なしとさせて頂いております。

3番については信託でないため適用が無いと

4番についてもこちらもう既に農地所有適格法人の要件を満たしているので適用なし。

5番については下限面積の50aについて譲受人が207a耕作されているので、超えているというところで○

6番については転貸にはあたらないというところ。

7番については地域との調和というところで譲受人がもう既に栽培等行っておりまして、こちらは調和上問題が生じていないというところで、○とさせて頂いております。以上になります。

議長 議案第7号につきまして質問、ご意見ございましたら。よろしいでしょうか。無いようでしたら、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請承認頂けますでしょうか。

全員 はい

議長 それでは続きまして、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局お願いします。

事務局 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のAの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和元年7月10日提出 岡垣町農業員会 会長 田原一男

こちら譲受人、譲渡人については以下の通りの形になっております。申請地につきましては、手野室面の968番1、地目が田、面積が1192㎡、農振白地ですね。2つ目が同じく968番2、地目が田の34㎡、農振白地です。3筆目についてはP6を開いて頂いて、同じく969番、地目が田、面積が1279㎡、農振白地。権利内容が所有権移転。転用目的が社会福祉施設増設とさせて頂いております。先程ご覧いただいた、位置図についてはP7で記載させて頂いております。こちらですね、色を塗っていない966と967について雑種地なんですけれども、一体的に利用するという所となっております。P8が見取図となっております。P9、こちらの現況平面図で、図面の下の方、こちらが既存のコスモス園があるというところの図面となっております。真ん中を通っているのが既存のパイプラインが通っていた所となります。P10を開いて頂きまして、こちらが利用計画図となっております。ちょっと横向きに見て頂きまして、図面の、右側の方が既存のコスモス園があるところです。パイプラインが真ん中を通っていますのでこちらのパイプラインが通っているちょっと点線を通っているところの上の方が農地部分、それと下の方が雑種地の部分というところとなっております。

ります。パイプラインが真ん中に通っている分については、ちょっと色付きで下の方に茶色の色付きが出ていると思いますのでこちらの方に移設するところです。既存のパイプラインについては払い下げを行い、新たに移設を伴いまして、寄付を行っていくというところで計画がされております。給水については、この右側の既存のコスモス園との間に、道路がありますのでこちらの方に上水道が通っておりますので、こちらから給水を行っていくというところになります。排水計画については、見にくいんですけども青色で矢印をつけているところが何ヶ所かあると思います。施設3ヶ所ありますけども、こちら各々浄化槽をつけて、浄化槽を通して水路に放流していくという流れとなっております。雨水については、断面図がP11についておりまして、こちら境界との間に、20cmの保安距離を取りまして、土羽工と芝張りを行いましてこちらから表面排水を行いながら雨水は境界の方に流れていく、水路を境界との間に水路を設けておりますのでその水路を通して流していくというかたちをとっております。被害防除としましては、境界との間に、120cmの防護柵を設けていくというところで計画がなされております。チェックリストを開いて頂きまして、立地基準としましてはおおむね10ha以上の一団の農地というところで第1種農地とさせて頂いています。(2)で、やむを得ない理由としまして第1種の例外許可事由であります「既存施設の拡張」というところになっております。既存面積が9,000㎡以上ありまして、そのうち2,500というところで2分の1を超えないというところで代替地の検討必要なく、許可ができるというところでさせて頂いています。一般基準としましては、信用の1番については残高証明などで確認させて頂いています。2番についても登記簿等で確認させて頂きました。3番についても事業計画書等で確認をさせて頂きました。4番、5番は特にございませんので該当なしと。6番については転用の妥当性というところで事業計画を確認させて頂きました。8番については先程の給水について上水道、雨水は水路、污水関係については浄化槽を通して行いますというところ。土羽工などを実施して防護柵を設置するというところで被害防除計画をされておりますので○ということさせて頂きました。説明については以上になります。

議長 はい。今、説明を受けましたが他に何かご意見等ございましたら。

俵口委員 実は昨年よりですね、コスモス園というかその業者の方から手野区の生産組合の方に連絡がありまして、こう作りたいということでしかしあのパイプラインが、この施設を作る真下に入っておりますので、このパイプラインをまず完全に移設し、それからまた農地、パイプラインが通っている土地に対しまして、手野区が管理できる様という条件を出しましてそれをあの完全に履行するというところで地元としては承諾し、今年のもう4月にですねパイプ配管の移設は完全に終わりました、現在ですねパイプ配管の運用も何の支障もなく現在行われています。で、ここですねまだそのいろいろこの分筆等今から先問題ありますけどもこれは地元とそれからまた岡垣町産業振興課の工務係と協議しながら進めてきちんとしていきたいと考えておりますので今の所何の問題もありませんのでよろしくお願い致します。

議長 はい。それでは何か、ご意見、ご質問がありますか。

野中委員 はい。

議長 野中委員。

野中委員 ちょっとお尋ねやけど、そのパイプラインていうのは大きいパイプのこと。

そうです、そうです。大きいあの 300 のですね、300 とか合計でやっぱり 3~4 本出てます。大きいのが。今後もし何か不具合がありまして修理が必要な時はですね、結局この図面を見ていただくと分かりますように施設の外に結局ありますので修理等が自由に町と一緒にすることができるということを条件に移設しておりますのでその心配はないと思います。

議長 他に。

廣渡委員 ちょっといいですか。

議長 はい。廣渡委員。

廣渡委員 あ、これ 9 6 7 番かな。土を埋め立ててあるところがあったろ。前駐車場に申請出しとりやせんやったかな。

事務局 雑種地のところですかね。

廣渡委員 そう。

事務局 雑種地。

廣渡委員 うん。

事務局 の部分は。

そうです、そうです。

廣渡委員 ね。それをまた変更するわけ。変更っちゅうことになるわけ。どげなると、それは。

事務局 雑種地の部分ですよ。

廣渡委員 うん。

事務局 雑種地の部分はもう一体的に今回また変更で。

廣渡委員 変更届出さんないかんちゃろ。

事務局 この今回この中で利用計画図をですね、一体的に出してそれで許可を受けるというかたちになります。

廣渡委員 再度許可を受けるということ。

事務局 はい、はい。その分です。

議長 それでは他に。ないようでしたら質疑を終わらせていただきます。第 8 号議案に対し承認いただける方、挙手をお願い致します。はい。ありがとうございます。それでは続きまして第 9 号議案。農地利用集積計画について。事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 9 号。農用地利用集積計画（農地中間管理権の取得）について。公益財団法人福岡県農業振興推進機構による農地中間管理権の取得に関する農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、審議及び決定を求める。令和元年 7 月 10 日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男 こちらについてはですね、令和元年度の 5 月分の公募で、5 月末締切分について、貸出の申し出がありましたのでその農地に関して農地中間管理機構が中間管理権を取得する計画というかたちになっております。当然あの中間管理権は担い手である耕作者に貸し付けるというところを前提とさせていただいております。今回についてはすべて田とですね、1 筆地目としては公衆用道路というところがあるんですけれどもすでに田として使っているところが 1 筆ございましてこちら合わせて 9 筆の貸し出しがされております。P17 に、具体的な農地の筆などを載せております。すべて使用貸借というふうになっております。以上になります。

議長 議案第 9 号につきまして、何かご質問、ご意見等ございましたら。ありませんか。ないようでしたら第 9 号の議事を終わらせていただきます。第 9 号、ご承認頂ける方は挙手をお願いします。はい、ありがとうございます。それでは続きまして議案第 10 号 農用地利用配分計画案について。

事務局 議案第 10 号 農用地利用配分計画案について 公益財団法人福岡県農業振興推進機構の求めにより町が作成した農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求める。 令和元年 7 月 10 日提出 岡垣町農業委員会 会長 田原一男 こちら先ほど、修正計画をされた農地につきまして機構が取得

します。その農地について誰に貸し付けるかという計画です。こちら、配分計画というところでさせていただいております。先ほどのすべて同じ方が借りられております。P19 に受け手等、載せさせていただいております。以上になります。

俵口委員 ちょっと付け加えです。結局これは親子関係で息子さんが引き継がれる形となります。

議長 それでは第 10 号につきましてご質問、ご意見等ございましたら。ないようでしたら質疑を終わらせていただきます。議案第 10 号についてご承認いただける方は挙手をお願い致します。はい、ありがとうございました。それでは続きまして議案第 11 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積について。事務局。

事務局 議案第 11 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別段の面積）について 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について、以下のとおり提案します。下限面積については法定の 50 アールとし、別段の面積は設定しない。理由としまして、担い手への農地の集積を推進し、農業経営を効率的かつ安定的に継続して行う必要があるためというところとさせていただきます。令和元年 7 月 10 日 岡垣町農業委員会会長 田原 一男 こちらは経営面積、下限面積を過少にしますと生産性も低くなり、また集約化も難しくなっていくというところとなりますので引き続き 50 アールを維持していくというところとなります。以上です。

議長 議案第 11 号につきましては今まで通りということでございます。何かご質問、ご意見等ございましたら。ないようでしたら質疑を終わらせていただきます。議案第 11 号下限面積についてご承認いただける方、挙手をお願い致します。はい、ありがとうございました。全員。それでは続きまして、その他。農地利用最適化推進委員の定数及び地区割りについて。

事務局 はい。1 番についてですね。最適化推進委員の定数及び地区割りについてですが、こちら令和 2 年の 7 月 19 日をもって、現在の農業委員会の任期満了に伴いまして改選を行います。それに伴いまして、条例改正を行っていく必要があるというところで、今回あげさせていただいております。P22 をお開き下さい。まず、最適化推進委員の定数及び地区割というふうに書いておりますが、農業委員の定数もでございます。こちらについては前回の 29 年度の改選時に、上限定数 14 名というところで今回も特に変更はございません。上限定数の変更はございません。当時の結果としまして、代表制の確保というところでその改選前の時に、選挙委員の 11 名を確保する、それと中立委員を 1 名追加し、合計 12 名で現在行っておりまして、こちらについては今委員の上限、上限未満というところでそのまま定数の変更を伴うものではないんですが、最適化推進委員については、農業委員会法に関する法令及び施行令に伴いまして、農地面積の 100ha に 1 人の割合で配置するというかたちとなっております。ですので現在 825ha ございます。それを 100ha で割ると、8.25 というところで切り上げ、基準上限が 9 人というところとなっております。ですので現在の 10 人を、改選時

には 9 人以下にする必要があります。また定数については、今アンケート調査など推進委員さんして頂いていますけれども、農地利用の最適化を進めていかなければならないというところがございますので基準上限のこちら 9 人を定数とするというところで判断させて頂きたいというところがございます。定数については以上になります。次に、最適化推進委員の地区割というところがございますけれども、こちら 9 人というところで、検討させていただきました。こちら、農地面積については 5 月 31 日の農地面積で、検討させていただいたところ、それと総農家数、あと販売農家などで検証をさせていただきました。P22 の図については現在の地区割を載せさせていただいております。現在の地区割の状況です。それと農地面積、販売農家、それと農業従事者数など載せさせていただいております。こちらについて、検証を行いまして、まず P23 に、A 案を選定させていただきました。こちらについては、まず農地面積と集落間。隣接などを考慮させていただき、9 地区を選んでおります。結論から申しますと、今現在の元松原と西黒山が 1 地区になっておりますがこちらに、東黒山を加えてこの 3 集落で 1 つというところ、それと糠塚が 1 つであったものを、山田と糠塚を 1 くりにしたというところで、その変更で 9 地区とさせていただいております。表の、下のところに注意書きをさせていただいております。こちら農地面積を 825ha として計算させていただきました。825ha をすいません、ちょっと割る 10 になっておりますけどこちら 9 の間違いです。割る 9 をしておりますと 1 地区ですね、91ha というところで 91ha が平均的な管轄面積というところもございます。まず 1 つがそちらを考慮させていただき、次に各農業集落の隣接の関係などを考慮させていただきました。もう 1 つが、東黒山と糠塚を再編させていただいておりますが、こちらについては東黒山は法人のやなぎがございまして、また糠塚では、ブロックローテーションの関係などで、もうすでに農地集約が進んでいるといった状況がございます。ですので、この 2 つの集落については、話合いが一定程度進んでいるというところ、まとまった集落というところで今回再編をさせていただいたというところがございます。下の方、集積面積など入れさせていただいているところになります。こちらがまず A 案です。B 案につきましては P24 になりますが、農地面積がなるべく均等となるように 9 地区を選定させていただいております。こちら先ほどの 9 地区で割ったところで、91ha になるんですけども、こちらを極力平均的なところで、分けさせて頂きました。ただ、一応この B 案については、面積だけで考えると非常に難しいところがございます。例えば下の方ですと海老津と小局が分かれています関連性のある集落ですけどかかれてしまうというところもございます。それと上畑と野間、海老津が地理的に分断されるというところもございます。上の方にいくと、三吉と元松原が隣接していないところで集落を設定しないといけないと、1 つの地区を設定していかないといけないというところで、少しデメリットが生じているというところがございます。C 案につきましては、P25 になりますけどもこちら販売農家数によって 9 地区を選定させていただきまして、こちら販売農家数を 9 地区で割ったところ、合計が販売農家数 252 人、こちらを 9 地区で割るとだいたい 28 人というところで分割をさせていただきました。ここについて考えていたんですが、湯川からすね内浦まで 4 集落で負担が増えるといったところと、高倉が販売農家数が多くて、1 つの地区と分かれてしまわないといけないというところで高倉と上高倉が分かれてしまうといったところも

ございます。こちらがデメリットであるかなというところ。D案につきましてP26をお開きいただいて、こちらが農業従事者数による9地区の選定をさせていただきました。こちら農業従事者数合計ですとね624人、こちら9地区で割りまして平均的に70人前後といったところで考えさせていただきました。こちらも、同じく湯川から内浦までが4集落というところでちょっと負担が増えてしまうというところがございます。それと黒山が、農業従事者数で考えると多くて、1つの地区になってしまうというところがございます。また下の方にいまして、こちらどうしても上畑と野間、こちらが隣接していないというところ、そういったデメリットがございます。以上4案ですとね、考えた結果ですとね、A案、こちらについて、非常に今回の改選についてはスムーズかなというところで、事務局としてはA案を提案させていただきたいと思っております。以上になります。

議長 はい。あくまでもこれは農地利用最適化推進委員の地区割ということでございます。その点をふまえて、ご意見、ご質問等ございましたら。はい、大村委員。

大村委員 ちょっと基本的なことですが、農地面積には田んぼと畑が入っていますか。

事務局 入ってます。はい。

議長 他に。よろしいでしょうか。それでは、はい、門司委員。

門司委員 そう言えばそのA案でいくと、さっき言った推進委員の行動範囲が広がった場合、負担の部分とかも考えた時って大丈夫かなと思ったんですが。面積っていうかやっぱり集落間のとりまきでもう、僕の意見としてやはりその水利を中心としたかたちのやっぱりシェアを持たれているような方が多いと思うんですよ。そういうのもちょっと視野に入れた時に、元松原や西黒山、東黒山は。東黒山、西黒山まではこちらで、東黒山は向こうになるんで、どちらかと言うと糠塚とかあっちの方に繰り入れていって考えていった方がやりやすいんじゃないかなと僕は思ったりするんですよね。そのやっぱり地域の集落がどういう隣近所がどういう集落のとりまきになっているかっていうのも入れたら、面積っていうより推進委員の知識や水利を考えたら僕はなんとなくそう思ったりするんですけど。集落どうしのところ。

事務局 山田と糠塚と東黒山の方がワンセットでいい。

門司委員 水利の関係になるけ、その時にも山田とか糠塚とか東黒山の方の推進委員を選ぶ時に負担的なものもちょっと考えたら僕も何とも言えないんですけども、そのやっぱりとりまきで見えていった方がいいんじゃないかと。面積とか販売農家数っていうより、その把握している。どうしても推進委員っていうのはどうしても地域から選んできたり。ホームベースっちゃうか、そういうような見方をした方がいいんじゃないかなってちょっとふと思ったんで。

廣渡委員　　そういう形のものにはなっとるんよね。

俵口委員　　吉木と三吉と組むとか。

門司委員　　だけ、たとえば僕の立場から見ると、吉木で言うと門田水利っていう 1 つ 1 本柱があってそこからけっこう集落を一括間隔で見れるんですよ。新松原は若干入っていますけど、三吉吉木地区を 1 つに見てもけっこうとりまきなんで、管理して見る範囲がけっこう三吉から吉木まで見ちゃうんですよ、感覚的に。けっこうそういう意識がやっぱりあるのかなど。元松原もまた 1 つの考えで、元松原だったら東黒山と西黒山か、あそこは水利の関係で密接してるんで、そういう集落間の 1 つの水利を目的とした見方で選定していった方が話しやすいんじゃないかと。今後のためにとちょっと思ったんですよ。水利的なものがけっこうほぼほぼ農地管理に対しては重要になってきていると思ったので。

事務局　　いいですか。結論から言えば、先ほど言った東黒山を山田、糠塚にまず戻す、入れ込むというのが 1 つ。それ以外で、9 というのは確定しているからですね。それをあとどういうふうにとどれとどれをくっつけるとか、どこの地区とかというのが何かこう、会長が言われたように、そういったその水利っていうかある程度その部分での地区ですね、以前選定させていただいたものですから、ちょっとこちらとしては今現状でなるべく扱わないようにとところで考えたんですよ。どこかそれ以外にもここここは必ずくっつけた方がいいとかいうところがあればそれはそれでお聞かせ願いたいなというのは、具体的に。

俵口委員　　問題は面積的にいけば結局、山田、黒山、糠塚の一番面積が大きい。倍以上になるから、平均の。そこがいかかなものかというのでとりあえず東黒山を 40 何いくつもあるんでそれを地域的にはつながっている地域ということで分けたというあれもあるよね。面積で考えればあまりにも負担が大きすぎやないかと。

井土委員　　現実的にあの山田、糠塚、東黒山でいって、利用しやすい田んぼが中心になるんで結局その今年寄りの方もお互いに顔見知り、若いものでも日頃通っている中でだいたいこの付近が東黒山、この付近糠塚、ここが山田っていうのが分かっている中で利用されている部分っていうのは局部的にあるけど、全体で負担が多っていうのが日頃活動の中での負担具合っていうのは本当に極端に増えたりはしないと思うし、若い人に切り替わった場合でもあ、ここかっていう感覚で動けるようになるけど、西黒山だったら感覚的にまったく分からないっていう部分がやっぱり大きくなる。まあ、面積は確かに増えるけど大きく影響することはないと思いますけど。

俵口委員　　これ水田の場合のみ考えればあれだけれども、やっぱり畑の面積が多いんですよ。山田もそうですし、黒山も東黒山は水田ばかり。

廣渡委員 果樹があるけんなどところに行ったらおれはぜんぜん分かん。

井土委員 だから山田とかね。山田とか黒山とか。果樹が多い。

議長 そしたらあの。

大村委員 面積だけやなくてね、面積に対してのね、生産者が多いか少ないかの問題でね。なんぼ面積が広がっても生産者が少ない場合も有りうる。面積だけでは私はいかんと思うんですよ。

委員 山田の人がじゃ糠塚の畑をどれくらい知っているか、ほとんど知らない。田んぼは分かるけど。ただ糠塚と山田の区切がどれかこわれない状態で考えると東黒山は入っても入らんでも。

事務局 推進委員のそもそものですね役割というのが集積とか集約という視点から言えば先ほど言われた東黒山、山田、糠塚をセットにして、通常その農地パトロールとかですね、そういった部分については日々の業務の中でその農業委員の方も推進委員の方もしていただくと。で、特に荒れた農地とかはですね、やっぱり目につく分はその都度農作業をされる中で把握していただいてというところでそういうことと言えばこの9地区ですね、東黒山、山田、糠塚の方で1つということで考えさせていただきたいと思います。一応そういうことですがよろしゅうございますかね。そういうかたちで規則等ですね、条例は定数だけなんですけど今度規則についてはこの地区で1名をとということになりますので、例えば湯川、波津、原ですね。原の3地区で1名の推進委員をとというかたちでこういうかたちを規則で制定する必要がございますのでそういうかたちでさせていただきたいと思っております。流れとしましては今度の、9月の定例会議会の方で条例の一部改正案を提出します。その後、これは規則について先ほど言ったこの地区に何名とかいうの規則の案件で議決案件でございませぬのでこれは内部の話になりますのでそれを合わせて規則の改正をしまして、おおむねその後ですね農業組合長会議等で今回農業委員会の地区割定数と、ある程度ご説明をして年内の12月ぐらいには、公募をかけていきたいなというかんじをしております。当然農業委員会の説明については今後また詳細は説明しますが認定農業者が過半を占めたりが必要ですよとかですね、そういったところについては今後説明していきますけれども、12月から公募して来年度の6月の議会の方ですね、また農業委員の方の皆様方、推薦であがってきた方の承認をいただいて町長からその後任命を受けて、その後の農業委員会の方で推進委員の方を農業委員会が委嘱をするというかたちにそういう手順でまたスケジュールがありますのでまたそれはですね、また次回以降ですね、徐々にご説明しながらですね、スケジュール的のところですね、やっていきたいと思っておりますのでまずは今回定数と地区割については確定させてこちらである程度ですね、決めさせていただきたいというところ

でさせていただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。以上でございます。

田原委員 結局のところは。

事務局 東黒山と山田と糠塚、ここは1つ。はい。以上でございます。

田原委員 これは大変。3地区は。それはちょっと。

井土委員 面積が大きい。面積が大きいけど実際は遊休農地が少ないのでは。

事務局 そうなんですよ。逆に、はい。遊休農地が多いのは高倉とかですね、海老津、小局とかあつこらへんが。けっこう平場の方がですね面積的には大きいんですよ。山間部は農地面積に対しての割合は高いけれども、面積自体は小さい。少ないんですよ、中山間は。はい。ですから。

門司委員 やっぱりそのまとまりがない、西黒山とやっぱり三吉地区ですね。そこがやっぱり今後はやっぱりその大きな会社や法人が大きなところとするんやなくてその農地を集積していかないと今現在も三吉地区それから西黒山地区には地元の人が後継者がおらんで今後ですね、特にそういう大きいところで農地を集積しないと今後はいろいろ問題が出てくるやろうかっち。

俵口委員 三吉がほぼ7割ぐらいが水田。

廣渡委員 三吉は新松原から糠塚の方からモアグリーンとか出作しちよろう。

俵口委員 モアグリーンも多いですよ。

田原委員 でもモアグリーンは来年でできるき、もうやめるとか言いようち。

井土委員 だけそういうところがやっぱり今後やっぱり受け手を確保していく。

井土委員 だんだんそげなっていく。基盤整理したところとか。
水の関係が自由じゃないやろ。

井土委員 現状手がかかって。

田原委員 一番懸念はやっぱり三吉と西黒山。三吉はなんぼか基盤整理しよるけど。

門司委員 今は道もけっこう広いんで。

田原委員 なんぼかいいけど西黒山はまとまりがない。

井土委員 かわいそうなことに。

廣渡委員 吉木とひつついとったらいっちゅうこと。

門司委員 どころが。

廣渡委員 西黒山は吉木とひつついとった方がいいっちゅうこと。

門司委員 ぜんぜん環境が違う。まったく。

井土委員 西黒山は基本的に基盤整理もせんと今後衰退、ひいていく人がおる。

門司委員 西黒山は独自みたいな世界なんで。

廣渡委員 岩崎さんがだいぶすすめよるけど。

田原委員 あっこは中途半端に水路が三面張りやらしとうやけあんまり扱えんのもあるけんねえ。
昔のあれやったらいろいろ基盤整理もやりやすいけど。

井土委員 私が心配するのはその例えば山田の人が推進委員になった場合にこれはやっぱり分からん
と思うんですよね。

井土委員 あの、今の山田のメンバーで糠塚、黒山をどれだけ知っとうかっていうと非常に少ないと。
私の場合やったら現地確認でけっこう動いてるんで分かるけど、私以外の人で糠塚、こん
なところ畑やった、っていうのが現状で黒山、東黒山はまったく分からんですよ。

田原委員 糠塚は、結局遊休農地じゃないんだけども、何も作っていないところが多いんですよ。

井土委員 水田は何も心配ない。

井土委員 水田はうん、それは問題ないんやけど。

井土委員 今の人数が一番いいのでは。

田原委員 まあ、そういうかたちでせんといけんのはしょうがない。そういうかたちでいきたいと思
いますが。

俵口委員　もう定数も決まっとうことやし、やっぱりどうしても人数で割らんといかんけですな。

門司委員　水の関係とかがあるんやったら、新松原、三吉、西黒山とか入ってくるところの地域の人と推進委員同士がやっぱりまったくこう分けとるんじゃないくて、やっぱりこう重なるかたちで一緒に今後やってもらえればより守れるかな。

廣渡委員　9人で分けるのではなく、2人とか3人大きくブロックに分けてね、その中でっていう方法もある。

田原委員　運用上はですね、そういうふうにはあくまで定数でちゃんと分けんといかんけれども、運用はある程度ね。

事務局　そこで2人とかするっちゃうことですよな。

廣渡委員　そこで2人とか。

俵口委員　それもあるかもしれないですね。

門司委員　吉木、三吉、新松原で1つで2人とかね。

事務局　そうですね。それは、はい。1つありますですね。

俵口委員　運用はそれでやるかなと思いましたがね。

門司委員　当然やっぱり担当地区だけやないで横の連携を広げていってもろうてそれまでの話合いていうか推進委員の話合いの中でそういう話があんまり出てなかったけ横のつながりがほとんどできてない。そういう環境を気付いてもらって話をよくしてもらってというのは次回課題になってくるでしょうね。

廣渡委員　9人は9人やけど。

田原委員　具体的にそのもう1人の人と1人を結びつけるかていうのはこれまた難しいばい。ちゃんとやるとは。

事務局　まあ、そうですね。だけ、それぞれに持たせとかんと後々弊害がでるんですよ。自分これだけしか分からんばいて全部忘れてたりとかですな。

門司委員 内浦、手野、新松原、吉木、三吉とかきついかね。

事務局 内浦、三吉。

門司委員 三吉と吉木を合体させて、ちょっと案ですよ。三吉と吉木を合体させて、内浦、手野、新松原の推進委員さんが大変かなと思ったりしたんですけど。

廣渡委員 いや、あの。

門司委員 1つの案ですよ。

俵口委員 手野、新松原っていうのは別々になってるんで水利がもう分かれてる。その農地がもう意外に集約ができとるんですね。手野、新松原は農地も区画の整理がきちんできていますし、今のところもうほとんど農地、次のていうかやめられる場合でも地元の人にほとんどだいたいいくというようなかたちで新松原も進んでいますし、手野も今のところそういうかたちで進んでいますんでほとんど新松原と手野はそのとなりで同じ水路、水権を持っていますけれどもそれは別に離れてもぜんぜん問題はないと思います。

田原委員 内浦、手野、新松原、三吉の合計より多いもんね。西黒山と糠塚と山田は。これ全部両方4つを一緒にして面積も山田、糠塚、東黒山を一緒にした面積が。

井土委員 160坪。

門司委員 三吉とかそっちの方は水田がほとんどじゃない。

俵口委員 三吉はね。

俵口委員 三吉、内浦、手野、新松原が一緒になって多分それは問題ないと思う。

井土委員 東黒山、山田をどう分けるか。

井土委員 推進委員とかなっとく分はそりゃなんぼか分かると思うけれどもやっぱりその山田の人が推進委員になったら大変やろなと思う。生産組合長さんがもちろんそこでせんとできん。生産組合長も土地を知っとう人ならいいけど。もう来年。

井土委員 生産組合長さんも今世代交代でリタイアした人もけっこう多く今幹部で出てきてあるからね。

門司委員 これは今年度のいつまで決めないけんちゅうのはある。こういう話はある程度決めたくえでもう推進委員さんを集落に落としていく。

事務局 一応もうあるのは、公表せないけんのがだいたい年末には確実にインターネットとか広報出さないといけないんですね。その前の1,2ヶ月前には農組長さんとかにやっぱり説明しないとけないんですね。ですから、9月、10月までには遅くても決めないとけない。この地区割はですね。定数はもう絶対今回は決めないとけないですね。だけ、まあできれば今回決めて、決めたいちゅうのはあるんですけど意見があれば来月の農業委員会の方で決めたいっていう遅くても決めればいいなっていうところですね。

事務局 農業組合長にはもうその推薦をちょっとお願いする上で、そうですね、ですから早めにちょっとご説明、ここで確定をしてっていうところなんですね。去年はちょっと説明会をですね、12月、年度末、年末ですかね、させていただいたんですけども、ちょっと今回は特には予定はしていませんので。

廣渡委員 確定したとを説明するだけ。

事務局 はい。

井土委員 最終的に確定の方向で話を進める時に農業組合長さんにも説明して、そこで論議して、最終的にこれを決定するのと、ここだけで決めるのとどっちになる。

事務局 あくまでもですね、こちらサイドで農業委員会の中で決めるというかご意見をいただいてそれでもう反映していかないとですね。もう決まらない、決めれないというかですね、そこまでしたらですね。

俵口委員 農業組合長さんに言いよったら決まらないんじゃないですか。

井土委員 それは分かる。結局あの私がさっきの話のながれの中でまだしゃべってないのは結局山田のことだけで限定してやると、わしゃもう自分の代で終わって子供の代で百姓するのがおるんやろうかっていう現実が逆にあるからですね。それはその細かく調査やって農業適正化のためにもっと働いてくれという意向が強いんだったらば、農業、農組の組合長さんの了解をとっておかないと厳しいかな、だけど岡垣の現状から言ってもうこれでいったらこれしかありませんといたらそれはかまわんけど、どっこいうちは誰も百姓しないからどっかに頼むって頼み方しないと山田から逆に農業委員も推進委員も出ない可能性が非常に強いですよというのが最大の問題。これ山田以外でも さっきの話の西黒山は後継者がおらなくて話が出るから逆に岡垣全体の流れでいってほんとに後継者あるいはそれに多少協力して岡垣の農業を考えてくれる人がどの程度おるか年齢的にどれくらいの方までそれが確

保できるかっていう部分が最大のこれからの問題点になると思います。だから、我々世代だったらもうしょうがない、いいわってかたちで農業委員とか推進委員を受ける可能性はあるが、10年、20年という年位でいったら10年先にはもう誰も受け手がない可能性が強いからですね、これは法令というかたちの中で決めたとしてこれから5年ぐらいは一期ないし二期ぐらいはそれでいくかもしれない。その先のことを考える必要があるんだっただらばちょっと出来ないですということ。

村田委員 ちょっといいですか。

事務局 はい。

村田委員 これはあの、こんなふう書いてあるでしょ。次回はだいたい何年ぐらいからその改正になると。これもうずっと続くんじゃないでしょう。違うでしょう。

事務局 この推進委員ですか。

村田委員 5年か10年先また改正になるんでしょう。

廣渡委員 まだ3年ある。

俵口委員 まだ3年あるんでしょう。そしたら今度3年間だけはね、その毎回決めて試してみたらね、次回の3年の時にはここに無理がきょう、ここに無理がきょうということになればね、また3年後にまた改正すればいいじゃないとですか。

事務局 よろしいですか。3年後はですね、おそらくまた100haぐらいですね、非農地で多分落ちていくと思うんですよね、今から。この3年間で。今度また人数がですね、8名とかなった時にまた再編していく。ですから、もうその都度その都度ですね、状況であと集積の状況とかですね、そういった中でやっぱりこう見ていかないといけないので、もうこれだっていう答えは人数が多ければ、いいんでしょうけどその中で今、今ある現状で一番何がベストかっていうところをもう決めていくしかないんですよね。ですから、今皆様方が今各地域からですね、出ていらっしゃるのをせめてやっぱり農業委員の皆様方のご意見だけはきちんと尊重した中でですね、この地区割を決めたいっていう。これは町の規則だからですね。町が勝手にこう決めてもいいんですけども、それじゃ話にならないからですね。やっぱりきちっと農業委員の皆様方の意見を踏まえた上でこの地区割っていうのは決めたいと。この中で何がベストかっていうのがやっぱり今までの10地区っていうのはやっぱり基本においた中で集積とかもですね、今までやってきている現状があるからですね。じゃあなるべくくずさないで、なおかつもう一步その1人減ったところでじゃどこが一番ベストかなというところが

今回ちょっと提案したんですけど、今お話があったように、つながりから言えば面積は増えるけど、その東黒山、山田、糠塚をくっつけた方がより農地利用の最適化の推進にはベストだということであればそういうふうなかたちで進めさせていただくのが一番いいかなというところは思いますけどですね。

井土委員 あ、今日ここで決めればいいのかたちである程度融通が利くんだったらば、10名を9名になおさずに10名のままでいけないんですか。

事務局 これはもうちょっと法律上ですね、施行令の中で。

田原委員 あとの地区割は町で決めると。

事務局 そうですね、はい。

事務局 町としてもその将来的にはやはりもうある程度大きく、大きなそのやっぱり組織とかそういった法人化とかですね、そういったところでの何十年先の話になるかもしれないですけど、そういったところで考えていく必要があるんで、やっぱり近いところとかそこをまず、ね。

村田委員 ま、しかしあんまり先、2期、3期先のことはその農業委員会自体がもう廃止になる可能性もあるし、推進委員自体も国の政策で当然未来永劫あるわけでもないし。

事務局 まあ、おそらく進まなければまた面積がですね、例えば今100haで1人をまたちょっとですね、50haで1人でいいですよとか、そういう可能性もありますですね、その政令自体を変えて、とかですね。そこはちょっと今、今後また今ある中でどうしていくかっていうところでですね。

井土委員 今も話に出てたんですけど、入作が増えてこれは当然そうだと思うんですが、入作が入って入作の方がかなり地元と密着した日頃の活動をしてもらえればいいけど、作るのは作るけどもうやりっぱなしというのめっこうおられるんですよ。だから私自身も自分の担当で用水路の整備はほとんど1人でいざ加勢しないとあったところもあるし、場所によっては植えただけ植えっぱなしで、もうたにしほったらかしでほとんど稲が残ってなくてもかまわんとそういうようなかたちで入作が非常に入ることによって迷惑化するケースがこれからますます増えると思うんで、入作の部分については町としてもこれからは対策を考えてほしいと。きちんとやられている方についてはありがとうございますいつも言ってるんですけども。入ってくる人によって人によって適当な人もおられます。その点は頭に入れておいてください。

議長 いろいろ意見がでましたんで、糠塚、それから山田、東黒山を1つにするということで集約をさせていただいてよろしいでしょうか。

井土委員 はい。

議長 ということで、私が心配しようのはこの3地区の中で推進委員のなり手があるかどうか、それが一番問題です。ま、そういうこともあるとして、それでは一応A案の中で東黒山を山田に合わせるというかたちで決定させていただいてよろしいですかね。

井土委員 はい。

議長 ありがとうございます。それでは修正した分。それではその他のところに。

【その他の事項】

1. 農地利用最適化推進委員の定数及び地区割について
2. 日程について
○シンポジウム「めざせ！男女（とも）に改革する農業」
日 時 令和元7月24日（水） 13：30～
場 所 クローバープラザセンター
参集範囲 農業委員・最適化推進委員
3. 次回の日程について
日 時 8月9日（金） 9：30 ～
場 所 岡垣町役場 301会議室

議事録署名人
